

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

東大和市教育委員会教育長 殿

東大和市立小・中学校長 殿

東大和市立小・中学校プール指導補助員申込書

別紙「東大和市立小・中学校プール指導補助員確認事項」について了承の上、下記のとおり申込みいたします。

記

フリガナ						連絡先	-	-
氏名						携帯電話番号	-	-
住所	〒 -					緊急時の連絡先		
						氏名	続柄 ()	
						連絡先	-	-
生年月日	年 月 日					年齢	歳	
職業等	1. 大学生 (年生) 2. 勤労者 3. 退職者 4. その他 ()							
活動可能日	期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
	曜日	月	火	水	木	金	時間	: ~ : までの間
その他	(備考)							

東大和市立小・中学校プール指導補助員確認事項

1、資格要件

プール指導補助員は、次に掲げるすべての要件を備えていることを条件とします。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 心身が健康であること。
- (3) 水泳の心得があること。
- (4) 児童生徒の身体の安全を確保するための対応が適切にできること。
- (5) 学校の学級担任等の指示に従い、水泳指導全般について補助ができること。

2、役割

プール指導補助員の役割は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 水泳指導開始前の準備に関すること。
- (2) 水泳指導中の指導補助に関すること。
- (3) 水泳指導終了後の後片付けに関すること。

3、従事中の事故補償

プール指導補助員が従事中に、事故等によって死亡し、傷害を負い、又は特定疾病を発症した場合は、教育委員会が加入する傷害保険に基づきこれを補償します。

4、プール指導補助員の報償費

プール指導補助員の報償費は、次のとおりとします。

- (1) 1時間当たり1,050円とし、休日及び祝日についても同額とします。
- (2) 報償費は、毎月毎にプール指導補助員の口座振込みにより支払います。
- (3) 報償費から関係法に基づいた源泉徴収を行います。
- (4) 交通費の支給はありません。

5、指導上の留意事項

プール指導補助員は、次の各号に掲げる指導上の留意点を遵守し、指導を行ってください。

- (1) プール指導補助員は、校長の指揮監督を受け、指導してください。
- (2) プール指導補助員は、指導内容について学級担任等から指示されたことを厳守してください。
- (3) プール指導補助員は、校長の指導決定を受けずに水泳指導に従事することはできません。
- (4) プール指導補助員は、指導日にやむを得ない事由により指導できないときは、あらかじめ校長に連絡してください。
- (5) プール指導補助員は、決められた報償費以外の金品を受け取ることはできません。
- (6) プール指導補助員は、指導する児童・生徒及び保護者等に対して、社会通念上の良識をもって接し、私的な交際等はできません。
- (7) プール指導補助員は、指導する児童・生徒に対して、体罰等を加えないでください。
- (8) プール指導補助員は、指導上知り得た情報については、他言しないでください。